

# 令和7年度新規採用職員を募集します(2次募集)

長瀬町のために働きたい方、生まれ育った故郷に貢献したい方、長瀬町に居住して町を盛り立てていきたいと考えている方、ぜひご応募ください。

## ◆職種・採用予定人員・受験資格

試験職種	採用予定人数	受験資格
一般事務職	若干名	平成9年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方 なお、令和6年度長瀬町職員採用試験(第1次募集)で不合格となられた方は、申込みできません。
保健師	1名	平成元年4月2日以降に生まれた方で、保健師の資格を有する方又は令和7年3月までに資格取得見込の方

※日本国籍を有しない人又は地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は受験できません。

## ◆試験日程・試験内容等 《第1次試験》 令和7年1月18日(土)

①職務能力試験 ②職務適応性検査 ③作文試験※一般事務職のみ

職務能力試験の内容は、公務員試験対策不要の内容となっており、民間企業志望者も受験しやすいものとなっています。

## 《第2次試験》 令和7年2月上旬予定 面接試験

第2次試験は、第1次試験合格者が対象となります。

## ◆試験場所 長瀬町役場

## ◆受付期間及び時間 12月2日(月)~12月26日(木) 午前9時~午後5時(土曜日・日曜日、祝日を除く)

郵送の場合は、12月27日(金)までの消印有効

※試験の詳細は、試験案内をご確認ください。試験案内及び申込書等は、総務課で配布しているほか、町ホームページからも入手することができます。

**問合せ** 総務課 庶務担当 ☎66・3111 内線214

## まだ、マイナ保険証をお持ちでなくても、 これまでどおりの医療を、あなたに。

今年の12月2日に、現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

切り替えがまだお済みでない方も、申請不要で届けられる資格確認書でこれまでどおりの医療を受けられますので、ご安心ください。

また、今お持ちの保険証は、有効期限まで利用できます。

有効期限が切れる場合でも、必要な方には資格確認書が交付されます。

### ○マイナ保険証をお持ちでない方

申請不要で資格確認書をお届けします。

診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、便利で安全なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。



### ○新たに後期高齢者になった方

申請不要で資格確認書をお届けします。

※来年7月末まで

### **問合せ** マイナンバーカードに関すること

町民課 住民担当

☎66・3111 内線126

### ○マイナ保険証での受診が困難な方

(ご高齢の方、障害をお持ちの方など)

申請いただくことで資格確認書をお届けします。

※保険証の有効期限や資格確認書については、加入している医療保険にお問い合わせください。

## 後期高齢者医療制度の保険証について

令和6年12月2日以降、「マイナ保険証」に移行します。

令和6年12月1日時点でお手元にある有効な保険証は、右上に記載の有効期限まで使用可能です。(転居等で記載事項に変更がある場合は、使えなくなります。)

移行後の取り扱いにつきましては次のとおりです。

### ●令和6年12月2日~令和7年7月31日

75歳になり新規加入する方や記載事項に変更が生じた方については、マイナ保険証の有無にかかわらず、医療機関窓口で保険証と同様に利用できる「資格確認書」を交付します。

### ●令和7年8月1日以降

マイナ保険証をお持ちでない方や、申請のあった方には、引き続き「資格確認書」を交付します。

※令和6年12月2日~令和7年7月31日の暫定的な運用は後期高齢者医療制度のみ対象です。

国民健康保険につきましては取り扱いが異なりますのでご注意ください。

**問合せ** 町民課 給付担当 ☎66・3111 内線123